

志太広域事務組合低入札価格調査取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、志太広域事務組合（以下「組合」という。）における建設工事の請負契約（以下「契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）における手続きその他の必要な事務取扱に関する事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 この要領の対象となる契約は、組合が競争入札により発注しようとする設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が5千万円以上の建設工事又は総合評価方式の適用を受ける建設工事とする。

(調査基準価格の算定方法)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、当該工事に係る予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（1万円未満の端数切捨て）（以下「調査基準比較価格」という。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1万円未満の端数切捨て）とし、予定価格に10分の7.5を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（1万円未満の端数切捨て）とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 次の各号に掲げる工事については、当該各号に規定する補正值等を用いた計算式による算出額（1万円未満の端数切捨て）を調査基準比較価格とし、当該価格に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を調査基準価格とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1万円未満の端数切捨て）とし、予定価格に10分の7.5を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（1万円未満の端数切捨て）とする。

- (1) 建築物の解体工事の場合は、0.8の補正值を用いて算出する。
(直接工事費 \times 9.7/10 \times 0.8+共通仮設費 \times 9/10+現場管理費 \times 9/10+一般管理費 \times 6.8/10)
- (2) さく井工事の場合は、0.8の補正值を用いて算出する。
(直接工事費 \times 9.7/10 \times 0.8+共通仮設費 \times 9/10+現場管理費 \times 9/10+一般管理費 \times 6.8/10)
- (3) 前各号のほか特別なものについては、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額とする。

(失格判断基準の設定)

第4条 前条の規定により調査基準価格を設ける場合においては、これに併せ、申込みのあった価格その他の条件を理由として当該申込みをした者の落札者としなない判断を行うための基準（以下「失格判断基準」という。）を設けるものとする。

2 前項の失格判断基準のうち、申込みのあった価格をもって失格とする場合は、入札金額が、「調査基準比較価格に10分の8を乗じて得た額（1万円未満の端数切捨て）」を下回った場合とする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該工事における特殊性が著しく顕著でこれらの規

定により難しい場合においては、第1項の規定による失格判断基準を設けず、又は前項に規定する率を適宜変更して計算した額を失格判断基準として設けることができるものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 入札参加者には、一般競争入札については入札の公告において、指名競争入札については入札の通知等において、調査基準価格及び失格判断基準を設けていることを周知するものとする。この場合において、第3条第2項各号の対象となる工事並びに前条第3項の対象となる工事については、併せて調査基準比較価格の算出に必要な補正值等又は失格判断基準価格の算出に係る変更事項等を周知するものとする。

(予定価格表への記載)

第6条 調査基準価格を設けたときは、当該調査基準価格を予定価格表に記載するものとする。

(落札の保留)

第7条 入札の結果、調査基準価格を下回った入札をした者（以下「低価格入札者」という。）があった場合、入札執行者は入札参加者に対し、落札決定の保留及び低入札価格調査を実施する旨を宣言して入札を終了するものとする。

(価格事前調査)

第8条 前条の規定により低入札価格調査を行う場合、入札担当課長は、工事費内訳書に係る調査（以下「価格事前調査」という。）を行うものとする。

2 入札担当課長は、低価格入札者から徴した工事費内訳書について、第4条第2項に掲げる失格判断基準に該当するものがあるかを確認する。確認の結果、失格判断基準に該当した場合は、その者を失格として取扱う。

3 前項の規定により、低価格入札者のうち第4条第2項に掲げる失格判断基準に該当しない者（以下「低入札調査対象者」という。）がいるときは、入札担当課長は工事発注担当課長に低入札価格調査の実施を指示するものとする。

4 第2項の規定により、低価格入札者のすべてが失格となった場合は、入札担当課長は、低価格入札者を除く有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低価格の入札した者を落札者として決定し、入札参加者に通知するものとする。ただし、有効な入札をした者がいないとき、又はあらかじめ定めた入札回数に達しているときは、当該入札を不落として終了し、入札参加者に通知する。

5 一般競争入札において、開札後に入札参加資格審査の一部又は全部を行う方法（以下「事後審査」という。）により行う場合は、事後審査により入札参加資格を決定し、入札参加資格を認められた低入札調査対象者に対して価格事前調査を行うものとする。ただし、入札担当課長が価格事前調査及び事後審査に影響がないと判断するときは、事後審査の前に価格事前調査を実施できるものとする。

(低入札価格調査)

第9条 工事発注担当課長は、前条第3項の規定により入札担当課長とともに、低入札調査対象者との契約にあたって、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるか否かについて、調査を行うものとする。

2 低入札調査対象者のうち最低価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）に対し、低入札価格調査対象となる旨の通知をした日から起算して7日以内に、次の各号に掲げる資料の提出を求めるものとする。ただし、最低価格入札者が焼津市及び藤枝市の業者である場合は、第4号、第11号及び第12号に掲げる資料の提出は不要とする。

(1) その価格により入札した理由（第1号様式）

(2) 契約対象工事の実施場所付近における手持工事の状況（第2号様式）

- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況（第3号様式）
- (4) 契約対象工事の実施場所と入札者の事業所、倉庫等との関連等の地理的条件（第4号様式）
- (5) 手持ち資材の状況（第5号様式）
- (6) 資材購入先及び購入先と最低価格入札者との関係（第6号様式）
- (7) 手持ち機械数の状況（第7号様式）
- (8) 労務者の具体的供給の見通し（第8号様式）
- (9) 下請契約予定者名（第9号様式）
- (10) 配置予定技術者（第10号様式）
- (11) 過去に施工した公共性のある工事状況（第11号様式）
- (12) 前号の公共性のある工事の成績状況
- (13) 経営内容
- (14) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等の信用状態
- (15) その他必要な事項

3 低入札価格調査は、前項に掲げる事項について、最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により行うものとする。

4 工事発注担当課長は、前項の調査結果及び工事費内訳書等の調査資料を総合的に勘案し、その結果を低入札価格調査結果報告書（第12号様式）に契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるか否かの意見を添えて、次条に規定する低入札価格調査審査委員会に報告しなければならない。

5 工事発注担当課長は、必要に応じて調査を補助する職員を参加させることができるものとする。

（低入札価格調査審査委員会の設置等）

第10条 前条における調査結果及び落札者の決定に関する審査を行うため、志太広域事務組合低入札価格調査審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、事務局長を委員長とし、入札担当課長、工事発注担当課長並びに焼津市及び藤枝市の契約担当課長を委員として構成する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

4 委員長は、前条第3項の規定による報告を受けたときは、審査委員会の会議を召集するものとする。ただし、委員長が集合審査の必要がないと認めたときは、回議による審査とすることができる。

5 審査委員会の会議は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

6 審査委員会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

7 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

8 審査委員会の庶務は、入札担当課において処理する。

（調査結果に基づく落札者の決定等）

第11条 入札担当課長は、審査委員会の審査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがなく、かつ、その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認められたときは、直ちに最低価格入札者を落札者として決定し、入札参加者に通知するものとする。

2 入札担当課長は、審査委員会の審査の結果、最低価格入札者の入札価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるものであった場合、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認め

るものであった場合は、その者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格で入札を行った者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定し、入札参加者に通知する。ただし、次順位者が低価格入札者であったときには、落札者が決定するまで順次、第8条から本条までの規定の手続きを行うものとする。

3 最低価格入札者が複数ある場合は、審査順位くじを行い、低入札価格調査に係る審査の順位を決定するものとし、前項の規定により当該審査順位者が失格となった場合は、次の審査順位者に対し、同調査を行うものとする。

4 調査の結果、低価格入札者のすべてが失格となった場合は、低価格入札者を除く有効な入札を行った者のうち予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札を行った者を落札者として決定し、落札者となる者がいないときは、有効な入札を行った者で再度の入札を開始する旨を入札参加者に通知する。ただし、有効な入札をした者がいないとき、又はあらかじめ定めた入札回数に達しているときは、当該入札を不落として終了し、入札参加者に通知する。

（落札者決定等の通知方法）

第12条 この要領に基づく入札参加者に対する落札者の決定等の通知は、電子入札による場合は、電子入札システムにより行い、紙入札による場合は、書面により行うものとする。

（契約締結における条件）

第13条 低価格入札者が落札した場合は、次のことを契約締結の条件とする。

(1) 契約保証金は、請負代金額の10分の3以上とすること。

(2) 法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者（以下「担当技術者」という。）とは別に、担当技術者と同等以上の技術者1人を補助技術者として専任で現場に配置し、担当技術者を補佐し工事の品質確保に努めること。

(3) 補助技術者には、法第7条第2号及び第15条第2項に規定する営業所専任技術者並びに法第26条第3項に規定する専任の主任技術者等を配置させることはできない。

(4) 法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めないものとする。

（監督体制の強化等）

第14条 低価格入札者と契約締結をした場合においては、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 工事発注担当課長（当該工事の受託課がある場合は工事受託担当課長をいう。以下次号において同じ。）は、当該工事の施工体制の確保等に係る確認体制チェック表の写しを、工事検査担当課に提出するものとする。

(2) 工事発注担当課長は、共通仕様書に基づき施工計画書を提出させるに当たり必要と認めるときは、当該請負人に対し、その内容について事情聴取その他調査を行うものとする。

(3) 当該工事の監督員は、設計図書に基づく検査等を入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び工程表の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を当該請負人から詳細に聴取するものとする。

(4) 低価格入札者との契約に関して、下請業者への適正な下請代金の支払い等を確認するため、必要があると認められるときは、工事完了後に、請負業者、下請業者の双方から下請代金の支払状況について事情聴取を行う場合がある。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 1 日から施行し、平成 26 年 6 月 1 日以降、入札の公告又は入札の通知等を行うものから適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の志太広域事務組合低入札価格調査取扱要領の規定は、施行日以後に公告又は入札の通知等を行う案件について適用し、施行日前に公告又は入札の通知等を行った案件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の志太広域事務組合低入札価格調査取扱要領の規定は、施行日以後に公告又は入札の通知等を行う案件について適用し、施行日前に公告又は入札の通知等を行った案件については、なお従前の例による。

(施行期日)

この要領は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の志太広域事務組合低入札価格調査取扱要領の規定は、施行日以後に公告又は入札の通知等を行う案件について適用し、施行日前に公告又は入札の通知等を行った案件については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要領は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の志太広域事務組合低入札価格調査取扱要領の規定は、施行日以後に公告又は入札の通知等を行う案件について適用し、施行日前に公告又は入札の通知等を行った案件については、なお従前の例による。